



消費税増税による2つの給付金について

✧ はじめに

梅雨が明けて、連日猛暑が続いております。後を絶たない熱中症による事故の報道が今年の暑さを物語っています。皆様、くれぐれもご注意ください。

さて今回の事務所通信は、もらってうれしい助成金のお話しです。所定の手続きを踏めばお金がもらえる、補助を受けることができる。逆に言えば、手続きしなければもらえない。漏れなく申請するようになりたいところです。

✧ ワンポイント解説

厚生労働省から「2つの給付金」として臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金が、経済産業省からエネルギー使用合理化等事業者支援補助金(業務用エアコン更新による補助金)がございます。

どちらも要件を満たしていれば申請しない手はありません。とくに前者の給付金は、自治体によってはわざわざ申請用紙を送ってくれるところもあります。忘れずに申請しましょう。

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

ワンポイント解説

I. <2つの給付金>

消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として2つの給付金が支給されます。

この2つの給付金についてはいずれかの受給となります。どちらの要件にも該当する方は、臨時福祉給付金を受給することになり、通常支給額に上乗せ支給することで調整が図られます。

基準日

どちらの給付金も平成26年1月1日を基準日として判定することになります。

1.【臨時福祉給付金】

➤ 要件

…平成26年度分の住民税が課税されていないこと

ただし、被扶養者や生活保護受給者などは除かれます。例えば、ご主人様の扶養に入っている主婦の方やそのお子様等は対象になりません。

➤ 支給額

…1人につき10,000円

下記に該当する方は1人につき5,000円を加算して支給されます。

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者

※平成26年3月分の受給権があり、4月分又は5月分の年金の支払いを受けている方が対象です。

- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など
※平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

(住民税が課税されない所得水準の目安)

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	100万円
夫婦	156万円
夫婦子1人	205.7万円
夫婦子2人	255.7万円

(公的年金等受給者)

	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単身	65歳以上	155万円
	65歳未満	105万円
夫婦	65歳以上	211万円
	65歳未満	171.3万円

2.【子育て世帯臨時特例給付金】

➤ 要件

- ① 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給していること。
- ② 平成25年の所得が下記の児童手当の所得制限限度額未満であること。

児童手当は通常申請月の翌月から支給されますので、平成26年1月分の児童手当を受給するためには、平成25年12月以前に生まれている子供が対象となります。

特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給してい

るものです。(中学生以下の児童が対象)

(児童手当の所得制限限度額(給与収入ベース))

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

対象児童…支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

➤ 支給額

…対象児童1人につき10,000円

【申請方法】

平成26年1月1日にお住まいの(住民票がある)市町村が申請先になります。市町村ごとに申請方法が異なりますので、詳細は各市町村へお問合せください。

なお、大阪市では、7月28日から申請の受付が始まり、その日までに対象と考えられる方へ申請書類が送られています。大阪から書類が届いた方は受給資格がある可能性が高いので、是非確認を行ってください。

(詳細は厚生労働省 HP へ <http://www.2kyufu.jp/>)

II. <エネルギー使用合理化等事業者支援事業>

省エネ性能の高い機器を導入する際にかかる経費の一部を補助するという補助金のご紹介です。

噛み砕いて言えば、『2004年1月1日以前に製造された業務用エアコン等について、最新の省エネ製品に買換えるのであれば、取得経費の1/3を国が補助しますよ』という制度です。

具体的な要件の一部を下記に記載します。

(1) 補助対象者

- ① 商業・サービス業: 従業員5人以下
- ② 製造業等その他の業種: 従業員20人以下

(2) 補助金の額

取得経費のうち1/3を補助。上限50万円。

※交付時期は平成27年2月以降

(3) 補助対象機器及び要件

- ① トップランナー基準を満たす以下の機器の更新

- (a) 業務用エアコンディショナー
- (b) 業務用冷蔵庫
- (c) 業務用冷凍庫

※機器更新が対象となり、2004年1月1日以前に製造された既存機器を更新することが条件です。またリースは対象となりません。

※トップランナー基準とは現在商品化されている製品のうち最も優れている性能を持つものというイメージです。

- ② 機器更新時に電力量計測器を設置し、機器更新後から平成26年12月31日までの電力使用量を報告すること。

(4) 補助対象経費

設計費、設備費、工事費他諸経費。

(5) 公募期間

- ① 4次 締切り…8/27(水)
- ② 最終締切り…9/19(金)

※1次～3次は既に終了しております。また、予算に達した場合には前倒しで終了する可能性があります。

ちょうど設備更新を考えていたという方にとっては負担が軽減されますので、是非ご検討ください。(詳細は環境経済(株)サイトへ <http://kankyo-keizai.jp/>)

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフコラム ☆

<お盆休みのお知らせ>

8月13日～17日までお盆休みを頂きます。

<税理士試験>

皆様のお手元にこの事務所通信8月号が届く頃には、いよいよ私の試験前日か、あるいはもう終わっているかもしれません。正真正銘ラストスパート、がんばります！（中前）

